

令和2年度

「フロンティア事業」 払出の募集

阿倍野区社会福祉協議会が運営している「福祉善意銀行」には、住民のみなさまから暖かいご寄付が寄せられています。寄せられたご寄付を地域福祉の発展に有効に活用させていただくため、阿倍野区の地域課題の解決に向けて新たに地域福祉活動に取り組むことをめざしている社会福祉施設・団体・ボランティアグループ・作業所等に対して払出の募集を行います。

＜払出対象＞

今年度より阿倍野区で地域課題の解決に向けて新たに地域福祉活動に取り組むことをめざしている社会福祉施設・団体・ボランティアグループ・作業所等で、事業の企画から実施及び実績の報告まで責任をもって履行できると認められる団体。

（注意）政治活動を目的とする団体・宗教活動を目的とする団体・暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者が構成員となる団体は、対象外とします。

＜対象事業＞

令和2年度より新たに区内で取り組む次のいずれかに該当する事業とします。

- ・地域の活性化に寄与する事業
- ・地域コミュニティの促進に寄与する事業
- ・地域課題の解決に寄与する事業

（例：だれもが集えるサロンなど居場所づくり、新型コロナウイルス拡大にあたって子ども対象に行う訪問活動など…）

（注意）他の制度に基づき補助を受けている事業や本払出の以前から実施している既存事業は対象外とします。ただし、内容の拡充により事業の効果が相当程度向上すると認められる場合は、対象となる場合があります。

＜払出額＞

1 団体の払出額…上限50万円（自己資金：経費総額の10%）

※ 払出総額…500万円

次年度以降も継続的に取り組む場合、申請に基づき継続的に支援します。

（参考）令和3年度…上限30万円（自己資金：経費総額の10%）

令和4年度…上限20万円（自己資金：経費総額の10%）

（注意）対象となる経費は、対象事業の立ち上げ等に要する経費のうち次表に定める経費とする。ただし次の経費は対象外とします。

- ・団体の事務所等を維持するための経費
- ・団体の経常的な活動に要する経費
- ・その他「阿倍野区福祉善意銀行運営委員会」が適当でないと認めた経費

<経費の内容等>

経費区分	内 容
報償費	外部の講師又は専門的知識・技能を有する協力者（申請団体の構成員を除く）への謝金
交通費	事業に係る公共交通機関等の交通費
印刷製本費	ポスター、チラシ、パンフレット作成等の印刷製本費
消耗品費	事業に必要な消耗品の購入費
通信運搬費	郵便代、その他事業の実施に必要な通信又は運搬に要する経費
保険料	事業に伴う保険料
使用料	賃借料・車両、機械その他事業に必要な物品の借上料若しくは会場使用料
器具備品費	当該事業に特化した機器類を購入するための経費
その他	「阿倍野区福祉善意銀行運営委員会」が対象経費と認めた経費

<払出決定された事業の取り扱い>

- （１） 将来的に自立した活動へつなげる観点から交付決定された同一事業への払出は３年までとします。
- （２） 過年度交付決定された事業も毎年申請の必要があります。また、毎年審査会において、事業内容を審査した上での決定となりますので、必ずしも３年の払出を確約するものではありません。

<申込期間> 令和２年６月１日（月）から令和２年６月２０日（土）まで

<選考方法>

- （１） 「阿倍野区福祉善意銀行運営委員会」の審査会により決定します。
 - （２） 払出の審査会は、令和２年７月を予定しています。
 - （３） 審査は、次の観点から行います。
 - ・公益性及び住民ニーズへの適合性
 - ・実現性及び計画性
 - ・経済性及び効率性
 - ・自立性及び継続性
 - ・独自性及び先駆性
- （注意）申請者または申請者の代理人は、審査会に出席し、申請内容を説明するとともに審査員の質問に応答していただく場合があります。

<払出額の決定>

払出の可否決定及び払出額については、申請のあった団体へ文書で通知します。

<払出額の交付取消し>

払出額の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、払出額の全部又は一部を取り消すことがあります。

- （１） 天災地変その他払出決定後生じた事情の変更により、全部又は一部を継続できないとき。
- （２） 交付を受けた者が、交付決定内容ではなく他の用途へ使用し、「阿倍野区福祉善意銀行運営委員会」の決定内容に違反したとき。